

・サービスおよび利用料について

(1) 認知症対応型共同生活介護

①介護保険の給付対象となるサービス

要 支 援	2	745 円/日
要 介 護	1	749 円/日
要 介 護	2	784 円/日
要 介 護	3	808 円/日
要 介 護	4	824 円/日
要 介 護	5	840 円/日

※表記の金額は、1割負担の単価となり、負担割合が2割の方は2倍、3割の方は3倍の金額となります。ただし、加算の対象となる方には所定の額が加算されま

※加算項目

初 期 加 算	30 円/日	入居日から30日間
看 取 り 介 護 加 算 〈死亡月に加算〉 〈要介護1以上の入居〉	144 円/日 680 円/日 1,280 円/日	死亡日以前4日以上30日以下 死亡日の前日及び前々日 死亡日
医 療 連 携 体 制 加 算 I	39 円/日	要介護1以上の方
サ ー ビ ス 提 供 体 制 強 化 加 算 II	6 円/日	介護職員の総数のうち常勤職員の占める割合が75%以上にて
若 年 性 認 知 症 利 用 者 受 入 加 算	120 円/日	64歳以下
入 院 時 費 用	246 円/日	1か月に6日※3か月以内に退院見込みの場合
退 居 時 相 談 援 助 加 算	400 円/1回	1回限度
介 護 職 員 処 遇 改 善 加 算 I	11.1%/月	合計額の11.1%を乗じた額
介 護 職 員 等 特 定 処 遇 改 善 加 算 II	2.3%/月	合計額の2.3%を乗じた額

(2) 短期利用認知症対応型共同生活介護

①介護保険の給付対象となるサービス

要 支 援	2	773 円/日
要 介 護	1	777 円/日
要 介 護	2	813 円/日
要 介 護	3	837 円/日
要 介 護	4	853 円/日
要 介 護	5	869 円/日

※表記の金額は、1割負担の単価となり、負担割合が2割の方は2倍、3割の方は3倍の金額となります。ただし、加算の対象となる方には所定の額が加算されま

※加算項目

認 知 症 専 門 ケ ア 加 算 I	3 円/日	認知症日常生活自立度Ⅲ以上の方
サ ー ビ ス 提 供 体 制 強 化 加 算 II	6 円/日	介護職員の総数のうち常勤職員の占める割合が75%以上にて
若 年 性 認 知 症 利 用 者 受 入 加 算	120 円/日	64歳以下
介 護 職 員 処 遇 改 善 加 算 I	11.1%/月	合計額の11.1%を乗じた額
介 護 職 員 等 特 定 処 遇 改 善 加 算 II	2.3%/月	合計額の2.3%を乗じた額

②介護保険の給付対象とならないサービス

以下のサービスは、利用料金の全額がご契約者の負担となります。

費目	費用	備考
家賃	36,000 円/月	入退居時は日割り計算になります。 1,200 円/日
水道光熱費	12,300 円/月	入退居時は日割り計算になります。 共用部分も含まれています。 410 円/日
敷金	72,000 円/1 回	入居時に、敷金 (家賃 2 カ月分) をお預かりいたします。敷金は、退去時の状況により、居室のクリーニング代、壁紙や床の張替え代、マットレスクリーニング代などの原状回復費を除いた全額を返金します。但し、未払い家賃がある場合は、敷金から差し引いて家賃に充当することがあります。※ 短期利用認知症対応型共同生活介護については、敷金は不要です。
食料費	1,200 円/日	入退居時、外泊等により欠食する場合は減算します。
おむつ代など	実費	当方で立て替えし翌月に請求いたします。現品を自己調達する場合は、それを優先して使用するものとして、この場合おむつ代などは徴収しません。
日用品	実費	当方で立て替えし翌月に請求いたします。 (商店等での個人での買い物等、日常生活において通常必要となる物品等)
レクリエーション、クラブ活動に係る費用	材料費等の実費	利用者の希望により、教養娯楽としてレクリエーションやクラブ活動に参加していただくことができます。当方で立て替えし翌月に請求いたします。
理美容代	実費	当方で立て替えし翌月に請求いたします。
医療費等	実費	当方で立て替えし翌月に請求いたします。
複写物の交付		サービス提供に関する記録は、その完結の日から 5 年間保管します。ご本人様のご利用中のご様子については、計画見直しの際に当事業所からも積極的に記録の開示を行いご報告させていただきます。利用者又は利用者の家族からのご希望に応じた記録の閲覧も可能です。複写の交付は、実費をご負担いただきます。1 枚につき 10 円
金銭管理		ご本人様自らの手による金銭管理が困難な場合は、原則は、立替払いとさせていただきますが、立替サービスを希望されない場合は、成年後見制度などの金銭援助サービスの利用をお勧めしています。(やむ得なく金銭援助サービスなどの利用が難しい方のみ、別途の当ホーム入居預かりなどの管理規定に基づく、金銭管理サービス契約の締結によるお預かりもできますので、ご相談ください。)

令和元年 10 月 1 日改定